

在学生の皆様、法改正の要点をまとめた本冊子をお送りいたします。

2023年度
社会保険労務士コース
教材改正・訂正情報

*2022年度以前の教材をお持ちの方は、改正・訂正情報の参照頁が異なる場合もあります。
改正情報等の最新情報を参考にしてご活用ください。

『社会保険労務士コース』において、テキスト、マスターノート
に関わる法律が一部改正されました。本冊子における法改正等の
情報は、時系列に記載されています（最新の情報が最後）ので、
ご注意ください。

目 次

1. 教材改正 訂正情報 vol 1	2023.2.1	1
2. 教材改正 訂正情報 vol 2	2023.3.1	3
3. 教材改正 訂正情報 vol 3	2023.4.1	7
4. 教材改正 訂正情報 vol 4	2023.5.1	11
5. 教材改正 訂正情報 vol 5	2023.6.1	17



教材改正 訂正情報

この情報は、2023 年社会保険労務士通信講座の教材配本後における法改正の内容又は誤植等による改正・訂正情報をまとめ、必要に応じて受講期間中に発行するものです。届きしだい必ず関係箇所の改訂又は訂正をしていただくとともに、教材の一環として綴込みのうえ、ご活用ください。

vol 1 2023. 2. 1



労働保険徴収法の改正

概 要

令和 5 年度の雇用保険率が、令和 4 年度の後期に適用されている雇用保険率から 1,000 分の 2 引き上げられることとなった。引き上げの理由は、新型コロナウイルスの影響に伴う雇用調整助成金の利用の増加により、雇用保険財政が悪化したことによるもの。

これにより、令和 5 年度の雇用保険率は、一般の事業が 1,000 分の 15.5、建設の事業以外の特掲事業が 1000 分の 17.5、特掲事業のうち建設の事業が 1,000 分の 18.5 となる。

改正・訂正補遺

受験必修通信講座（合格必修通信講座 共通）

<テキスト>

〔労働安全衛生法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
65・上 15	<u>食料品製造業等</u>	<u>たばこ製造業等</u> ※食料品製造業は、職長教育の対象業務
75・下 14	※表中の 6 業務の「6 月以内ごとに 1 回」とあるのは、	※表中の 6 業務のうち、「高圧室内業務及び潜水業務」、「放射線業務」以外の 4 業務の「6 月以内ごとに 1 回」とあるのは、

〔雇用保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
57・上 13	③ 個別延長給付	③ 地域延長給付
118・上 2	2,115 円	2,125 円

〔労働保険徴収法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後																
31・下 6	1,000 分の <u>13.5</u>	1,000 分の <u>15.5</u>																
31・下 5	1,000 分の <u>15.5</u>	1,000 分の <u>17.5</u>																
31・下 4	1,000 分の <u>16.5</u>	1,000 分の <u>18.5</u>																
77・上 1～上 7	※表を以下に差し替え																	
	<table><tr><th>事業の種類</th><th>二事業率相当</th><th>被保険者負担</th><th>事業主負担</th></tr><tr><td>一般の事業 (雇用保険率 15.5/1,000)</td><td>3.5/1,000</td><td>6/1,000</td><td>9.5/1,000</td></tr><tr><td>特掲事業（建設の事業を除く。） (雇用保険率 17.5/1,000)</td><td>3.5/1,000</td><td>7/1,000</td><td>10.5/1,000</td></tr><tr><td>建設の事業 (雇用保険率 18.5/1,000)</td><td>4.5/1,000</td><td>7/1,000</td><td>11.5/1,000</td></tr></table>	事業の種類	二事業率相当	被保険者負担	事業主負担	一般の事業 (雇用保険率 15.5/1,000)	3.5/1,000	6/1,000	9.5/1,000	特掲事業（建設の事業を除く。） (雇用保険率 17.5/1,000)	3.5/1,000	7/1,000	10.5/1,000	建設の事業 (雇用保険率 18.5/1,000)	4.5/1,000	7/1,000	11.5/1,000	
事業の種類	二事業率相当	被保険者負担	事業主負担															
一般の事業 (雇用保険率 15.5/1,000)	3.5/1,000	6/1,000	9.5/1,000															
特掲事業（建設の事業を除く。） (雇用保険率 17.5/1,000)	3.5/1,000	7/1,000	10.5/1,000															
建設の事業 (雇用保険率 18.5/1,000)	4.5/1,000	7/1,000	11.5/1,000															

〔国民年金法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
179・下 9～ 下 7	102. × 設例の場合・・・(法第 31 条)。	102. × 設例の場合、障害基礎年金の受給権者に1級又は2級に満たない程度の障害(その他障害)が発生したケースであるが、65 歳に達した後(設例は 66 歳のときに傷病が発生)は、当該改定請求をすることはできない(法第 34 条第 1 項)。なお、設例は、新たな障害等級が「3 級」で、障害基礎年金の受給権者に対して「更に障害基礎年金を支給すべき事由が生じたとき」には該当しないため、併合認定も行われない(法第 31 条第 1 項)。



教材改正 訂正情報

この情報は、2023 年社会保険労務士通信講座の教材配本後における法改正の内容又は誤植等による改正・訂正情報をまとめ、必要に応じて受講期間中に発行するものです。届きしだい必ず関係箇所の改訂又は訂正をしていただくとともに、教材の一環として綴込みのうえ、ご活用ください。

vol 2 2023. 3. 1



健康保険法・国民年金法・厚生年金保険法等の改正

概 要

(1) 健康保険法の改正

全国健康保険協会管掌健康保険（協会健保）の介護保険料率が、「1,000分の16.4」から「1,000分の18.2」に改正された。

(2) 令和5年度の年金額の改定（国民年金法・厚生年金保険法）

＜令和5年度の年金額は、前年度から新規裁定者は2.2%、既裁定者は1.9%の引き上げ＞

- ① 国民年金及び厚生年金保険の年金額については、名目手取り賃金変動率が物価変動率を上回る場合、新規裁定者（67歳以下の受給権者）は「名目手取り賃金変動率」を、既裁定者（68歳以上の受給権者）は「物価上昇率」を用いて改定される。
- ② 令和5年度の年金額の改定の指標となる「名目手取り賃金変動率」は、+2.8%、「物価上昇率」は、+2.5%となり、「名目手取り賃金変動率」が「物価上昇率」を上回っている。
- ③ 前記①及び②により、令和5年度の年金額は、新規裁定者は2.8%、既裁定者は2.5%を用いて改定される。
- ④ 前記③に関わらず、令和5年度は、マクロ経済スライドによる調整（-0.3%）のほか、令和3年度及び令和4年度のマクロ経済スライドの未調整（キャリアオーバー）分による調整（-0.3%）が行われる。
- ⑤ 前記③及び④により、令和5年度の年金額は、前年度から新規裁定者は2.2%、既裁定者は1.9%の引き上げとなった。
- ⑥ 前記⑤で見るように、令和5年度の年金額は、現行の年金額の決定ルールが導入されてから、初めて、新規裁定者と既裁定者で、異なる額が適用されることとなった。

＜参考＞ 令和5年度の年金額改定に係る各指標

- | | |
|----------------------------|-------|
| ① 名目手取り賃金変動率・・・ | 2.8% |
| ② 物価変動率・・・ | 2.5% |
| ③ マクロ経済スライドによる「スライド調整率」・・・ | ▲0.3% |
| ④ 前年度までのマクロ経済スライドの未調整分・・・ | ▲0.3% |

令和 5 年度の年金額及び年金額の改定に伴うテキストの改訂については、「教材改正・訂正情報 (vol.3)」でご案内 (2 月末現在, 未公表の年金額があるため) します。

(3) 厚生年金保険法の改正

60 歳前半及び 60 歳後半の老齢厚生年金の在職老齢年金に係る「支給停止調整額が, 令和 4 年度の「47 万円」から 1 万円引き上げられ, 令和 5 年度は「48 万円」が適用されることとなった。

(4) 令和 5 年に適用される延滞金の率 (労働保険徴収法・健康保険法・国民年金法・厚生年金保険法)

延滞金の割合は, 当分の間の措置として, 各年の特例基準割合 (銀行の新規の短期貸出約定平均年利をベースにして財務大臣が告示する割合に年 1% を加算した割合) が年 7.3% に満たない場合には, 法定の「年 14.6%」の割合は, 特例基準割合に年 7.3% を加算した割合, 法定の「年 7.3%」の割合は, 特例基準割合に年 1% を加算した割合とされる。

令和 5 年の特例基準割合が 1.4% となったことから, **延滞金の率**は, 以下のようになった。

① 労働保険料

㊦ 納期限の翌日から 2 か月を経過する日まで → 2.4%

㊧ 納期限の翌日から 2 か月を経過した日以降 → 8.7%

※受験必修通信講座テキスト・「労働保険徴収法」73 頁参照

② 健康保険法・国民年金法・厚生年金保険法

㊦ 納期限の翌日から 3 か月を経過する日まで → 2.4%

㊧ 納期限の翌日から 3 か月を経過した日以降 → 8.7%

※受験必修通信講座テキスト・「健康保険法」168 頁・「国民年金法」139 頁・「厚生年金保険法」178 頁参照

(5) 年金生活者支援給付金の令和 5 年度価額 (社会保険に関する一般常識)

① 老齢年金生活者支援給付金 (以下の㊦と㊧の合計額)

㊦ $5,140 \text{ 円} \times \text{保険料納付済期間の月数} / 480$

㊧ $\boxed{A} \times \text{保険料免除期間の月数} / 480$

※ $\boxed{A}$ の額は, 保険料全額免除・4 分の 3 免除・半額免除期間⇒老齢基礎年金の満額 (月額) の 6 分の 1 に相当する額。保険料 4 分の 1 免除期間⇒老齢基礎年金の満額 (月額) の 12 分の 1 に相当する額。

② 障害年金生活者支援給付金

㊦ 障害等級の 1 級に該当する額 6,425 円

㊧ 障害等級の 2 級に該当する額 5,140 円

③ 遺族年金生活者支援給付金

5,140 円 (遺族基礎年金の受給権者である子が 2 人以上ある場合は, 5,140 円に当該子の数で除して得た額)

受験必修通信講座（合格必修通信講座 共通）

<テキスト>

〔労働基準法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
113・下 15	未成年者（ <u>満 20 歳</u> に満たない者をいう。）	未成年者（ <u>満 18 歳</u> に満たない者をいう。） ※民法の改正により未成年者の年齢が「満 18 歳に満たない者」となったため、労働基準法上、「年少者」と「未成年者」の定義が同じになった。

〔健康保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
159・上 15	1,000 分の <u>16.4</u>	1,000 分の <u>18.2</u>

〔国民年金法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
126・下 2	<u>国民年金手帳</u> を添えて、	<u>一定の書類</u> を添えて、

〔厚生年金保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
—	※以下の「頁・行」の「 <u>47 万円</u> 」を「 <u>48 万円</u> 」に修正 「84 頁・下 22」, 「84 頁・下 20」 「84 頁・下 19」, 「85 頁・上 5」, 「85 頁・上 17」, 「96 頁・上 5」, 「96 頁・上 7」, 「96 頁・上 8」, 「96 頁・下 4」	
—	※以下の「頁・行」の「 <u>470,000 円</u> 」を「 <u>480,000 円</u> 」に修正 「84 頁・下 10」, 「84 頁・下 4」 「96 頁・下 18」, 「96 頁・下 13」	
84・下 2～ 85・上 2	※以下に修正 「 <u>1,320,000 円</u> { (200,000 円 + 500,000 円 - <u>480,000 円</u>) × 1/2 × 12} 」となる。 したがって、支給される年金額は, 「 <u>90,000 円</u> ({2,400,000 円 (老齢厚生年金の額) - <u>1,320,000 円</u> (支給停止基準額) } ÷ 12) 」となる。 ※支給停止される年金の月額は, <u>110,000 円</u> { (200,000 円 + 500,000 円 - <u>48,0000 円</u>) × 1/2 }	

85・上11	55,000円	50,000円
96・下12～ 下11	※以下に修正 この場合は、「(500,000円－480,000円)×1/2=10,000円」が支給停止となるため、支給される年金月額、190,000円(200,000円－10,000円=190,000円)となる。	
96・下8～ 下7	㊸のケースは、支給停止基準額は120,000円(10,000円×12)となるため、支給される老齢厚生年金の額は、2,280,000円(2,400,000円(200,000円×12)－120,000円)となる。	
97・上3	「47万円」	「47万円(令和5年度は48万円)」
101・上8	360,584円	364,595円
100・下12		
190・上2	その年金手帳を	その基礎年金番号通知書を
204・下14	(100,000円＋480,000円－470,000円)×1/2 =55,000円	(10,000円＋480,000円－480,000円)×1/2 =50,000円
206・上9	130,000円	135,000円
206・上11	200,000円－(410,000円＋200,000円－470,000円)×1/2=130,000円	200,000円－(410,000円＋200,000円－480,000円)×1/2=135,000円

〔社会保険の一般常識〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
139・下1	㊶ 次の㊶～㊸	㊶ 次の㊶～㊸
—	※以下の「頁・行」の「5,000円」を「5,140円(令和5年度価額)」に修正 「161頁・下1」, 「163頁・上4」, 「163頁・下8」, 「163頁・下7」	
163・上3	6,250円	6,425円(令和5年度価額)

<マスターノート>

〔労働関係〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
20・上13	満20歳未満	満18歳未満

〔社会保険関係〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
—	※以下の「頁・行」の「47万円」を「48万円」に修正 「77頁・上10」, 「77頁・下8」, 「77頁・下7」, 「77頁・下6」, 「77頁・下3」	



教材改正 訂正情報

この情報は、2023 年社会保険労務士通信講座の教材配本後における法改正の内容又は誤植等による改正・訂正情報をまとめ、必要に応じて受講期間中に発行するものです。届きしだい必ず関係箇所の変更又は訂正をしていただくとともに、教材の一環として綴込みのうえ、ご活用ください。

vol 3 2023. 4. 1



健康保険法の改正・国民年金法及び厚生年金保険法の年金額ほか

概 要

(1) 健康保険法の改正

出産育児一時金・家族出産育児一時金の額が、以下のように引上げられた。

- ① 産科医療補償制度に加入しない医療機関で出産する場合→**48万8千円**
- ② 産科医療補償制度に加入する医療機関で出産する場合→**50万円**（1万2千円加算）

(2) 令和5年度の年金額（国民年金法・厚生年金保険法）

●令和5年度の年金額

給 付		新規裁定者	既裁定者
国 民 年 金	老齢基礎年金額（満額）	795,000 円	792,600 円
	障害基礎年金額（1 級）	993,750 円	990,750 円
	障害基礎年金額（2 級）	795,000 円	792,600 円
	遺族基礎年金額	795,000 円	792,600 円
	障害・遺族基礎年金の子の加算額		
	・第1子、第2子	228,700 円	228,700 円
	・第3子以降	76,200 円	76,200 円
厚 生 年 金 保 険	・振替加算額算出の基礎となる額	228,700 円	228,100 円
	老齢厚生年金の加給年金額		
	・配偶者	228,700 円	228,700 円
	・第1子、第2子	228,700 円	228,700 円
	・第3子以降	76,200 円	76,200 円
	3 級障害厚生年金の最低保障額	596,300 円	594,500 円
	中高齢寡婦加算額	596,300 円	594,500 円

※表中の「新規裁定者」とは、67歳以下の受給権者のことをいい、「既裁定者」とは、68歳以上の受給権者のことをいう。

(3) 令和5年度に適用される労災保険率（労働保険徴収法）

令和5年度に適用される「労災保険率」については、令和4年度に適用されていた労災保険率がそのまま据え置かれた（テキストの収録内容に変更はありません。）。

改正・訂正補遺

受験必修通信講座（合格必修通信講座 共通）

<テキスト>

〔健康保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
101・上4	40万8千円	48万8千円
101・上6	42万円	50万円
101・上13	42万円 … 40万8千円	50万円 … 48万8千円
113・下2	40万8千円	48万8千円
113・下1	42万円	50万円
114・下1	40万8千円 … 42万円	48万8千円 … 50万円
138・下5	40万8千円	48万8千円
138・下4	42万円	50万円
141・下10	40万8千円	48万8千円
141・下9	42万円	50万円

〔国民年金法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
—	※以下の「頁・行」の「令和4年度」を「令和5年度」に修正 「53頁・下1」, 「54頁・上6」, 「62頁・上7」, 「78頁・下8」, 「78頁・下7」, 「78頁・下1」, 「79頁・上3」, 「90頁・上8」, 「90頁・上11」, 「91頁・下14」, 「91頁・下5」	

—	※以下の「頁・行」の「 <u>777,800円</u> 」を「 <u>795,000円</u> （新規裁定者）・ <u>792,600円</u> （既裁定者）」に修正 「53頁・下1」, 「54頁・上9」, 「56頁・上7」, 「62頁・上11」, 「78頁・下8」, 「90頁・上8」, 「90頁・上9」, 「90頁・下13」, 「90頁・下12」, 「90頁・下11」, 「91頁・下16」, 「91頁・下11」, 「91頁・下10」, 「91頁・下9」, 「91・下5」																					
—	※以下の「頁・行」の「 <u>223,800円</u> 」を「 <u>228,700円</u> 」に修正 「78頁・下2」, 「79頁・上4」, 「90頁・上11」, 「90頁・下13」, 「90頁・下12」, 「90頁・下11」, 「91頁・下15」, 「91頁・下10」, 「91頁・下9」, 「91頁・下4」																					
—	※以下の「頁・行」の「 <u>74,600円</u> 」を「 <u>76,200円</u> 」に修正 「78頁・下2」, 「79頁・上5」, 「90頁・上10」, 「90頁・下11」, 「90頁・下10」, 「91頁・下15」, 「91頁・下9」, 「91頁・下8」																					
61・上4	令和4年度価額は、 <u>223,800円</u>	令和5年度価額は、新規裁定者は、 <u>228,700円</u> , 既裁定者は、 <u>228,100円</u>																				
61・上8～ 上12	<table><tr><th colspan="2">(参考) 実際の加算額</th></tr><tr><th>年 額</th><th>月 額</th></tr><tr><td><u>223,800円</u></td><td><u>18,650円</u></td></tr><tr><td>⋮</td><td>⋮</td></tr><tr><td><u>14,955円</u></td><td><u>1,246円</u></td></tr></table>	(参考) 実際の加算額		年 額	月 額	<u>223,800円</u>	<u>18,650円</u>	⋮	⋮	<u>14,955円</u>	<u>1,246円</u>	<table><tr><th colspan="2">(参考) 実際の加算額</th></tr><tr><th>年 額</th><th>月 額</th></tr><tr><td><u>228,100円</u></td><td><u>19,008円</u></td></tr><tr><td>⋮</td><td>⋮</td></tr><tr><td><u>15,323円</u></td><td><u>1,277円</u></td></tr></table>	(参考) 実際の加算額		年 額	月 額	<u>228,100円</u>	<u>19,008円</u>	⋮	⋮	<u>15,323円</u>	<u>1,277円</u>
(参考) 実際の加算額																						
年 額	月 額																					
<u>223,800円</u>	<u>18,650円</u>																					
⋮	⋮																					
<u>14,955円</u>	<u>1,246円</u>																					
(参考) 実際の加算額																						
年 額	月 額																					
<u>228,100円</u>	<u>19,008円</u>																					
⋮	⋮																					
<u>15,323円</u>	<u>1,277円</u>																					
61・上13	(注)年額、月額は令和3年度価額で表示	(注)年額、月額は令和5年度価額で表示（表中、最上位は既裁定者、最下位は新規裁定者で算定）																				
78・下6	<u>972,250円</u>	<u>993,750円</u> （新規裁定者）・ <u>990,750円</u> （既裁定者）																				

〔厚生年金保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
6・上2と 上3の間	※以下を追加 ㊟ 賞与 賃金、給料、俸給、手当、賞与その他いかなる名称であるかを問わず、労働者が労働の対償として受けるすべてのもののうち、3月を超える期間ごとに受けるものをいう。	

73・下5～下2	令和4年度価額	令和5年度価額
	223,800円	228,700円
	223,800円	228,700円
	74,600円	76,200円
74・上12～ 上17	令和4年度価額	令和5年度価額
	33,100円	33,800円
	66,000円	67,500円
	99,100円	101,300円
	132,100円	135,000円
	165,100円	168,800円

<マスターノート>

〔社会保険関係〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
—	※以下の「頁・行」の「令和4年度」を「令和5年度」に修正 「39頁・上18」,「40頁・上2」,「43頁・上13」,「45頁・下7」,「48頁・上9」,「70頁・下8」	
40・上2	223,800円～14,995円	228,100円～15,323円
—	※以下の「頁・行」の「777,800円」を「795,000円（新規裁定者）・792,600円（既裁定者）」に修正 「39頁・上18」,「39頁・下10」,「39頁・下8」,「43頁・上14」,「43頁・上15」,「45頁・下4」,「45頁・下3」,「45頁・下2」,「46頁・上3（2箇所）」,「46頁・上4」,「46頁・上5」	
—	※以下の「頁・行」の「223,800円」を「228,700円」に修正 「43頁・下14」,「45頁・下4」,「45頁・下3」,「45頁・下2」,「46頁・上4」,「46頁・上5」,「70頁・下7」,「70頁・下5」	
—	※以下の「頁・行」の「74,600円」を「76,200円」に修正 「43頁・下13」,「45頁・下2」,「45頁・下1」,「46頁・上5」,「46頁・上6」,「70頁・下4」	
48・上10	49,770円～497,700円	49,560円～495,600円



教材改正 訂正情報

vol 4 2023. 5. 1

この情報は、2023 年社会保険労務士通信講座の教材配本後における法改正の内容又は誤植等による改正・訂正情報をまとめ、必要に応じて受講期間中に発行するものです。届きしだい必ず関係箇所のご訂正又は訂正をしていただくとともに、教材の一環として綴込みのうえ、ご活用ください。



労働経済の最新統計資料(「労務管理その他の労働に関する一般常識」関係)

「労働経済」の主な項目の最新統計資料をまとめましたので、「労務管理その他の労働に関する一般常識」の受験用資料としてご使用ください。

(1) 労働時間の動向

<労働時間> (毎月勤労統計調査)

① 実労働時間数

<企業規模 30 人以上>

	総労働時間		所定労働時間		所定外労働時間	
	1 か月	年 間	1 か月	年 間	1 か月	年 間
令和 4 年	143.1	1,718	131.0	1,572	12.1	146
令和 3 年	142.4	1,709	130.8	1,570	11.6	139

<企業規模 5 人以上>

	総労働時間		所定労働時間		所定外労働時間	
	1 か月	年 間	1 か月	年 間	1 か月	年 間
令和 4 年	136.1	1,633	126.0	1,512	10.1	121
令和 3 年	136.1	1,633	126.4	1,517	9.7	116

<産業別月間総実労働時間（企業規模 5 人以上）>（毎月勤労統計調査）

- ② 令和 4 年の月間総実労働時間を産業別にみると、「運輸・郵便業」（165.0 時間）,「建設業」（163.5 時間）,「鉱業、採石業等」（160.0 時間）等で長く、「飲食サービス業等」（89.5 時間）,「教育、学習支援業」（121.1 時間）,「生活関連サービス業等」（123.7 時間）等で短くなっている。

<週休 2 日制等>（就労条件総合調査）

- ③ 週休 2 日制の状況（企業規模 30 人以上・調査産業計）

		何らかの週休 2 日制の適用	完全週休 2 日制の適用
企 業 数	令和 4 年	83.5%	48.7%
	令和 3 年	83.5%	48.4%
労 働 者 数	令和 4 年	86.7%	59.8%
	令和 3 年	84.8%	60.7%

<年間休日総数>（就労条件総合調査）

- ④ 令和 3 年 1 年間の年間休日総数は、1 企業平均で 107.0 日（前年 110.5 日）、労働者 1 人平均で 115.3 日（前年 116.1 日）となっている。

<年次有給休暇>（就労条件総合調査）

- ⑤ 労働者 1 人平均の年次有給休暇の付与日数、取得日数、取得率（企業規模 30 人以上）

年	平均付与日数	平均取得(消化)日数	取得(消化)率
調 査 産 業 計	日	日	%
平 24	18.3	8.6	47.1
平 25	18.5	9.0	48.8
平 26	18.4	8.8	47.6
平 27	18.1	8.8	48.7
平 28	18.2	9.0	49.4
平 29	18.2	9.3	51.1
平 30	18.0	9.4	52.1
令 元	18.0	10.1	56.3
令 2	17.9	10.1	56.6
令 3	17.6	10.3	58.3

<変形労働時間制等>（就労条件総合調査）

- ⑥ 令和 4 年における変形労働時間制を採用している企業数割合は、64.0%（前年 59.6%）であった。

変形労働時間制の種類別に企業の採用状況をみると、「1 年単位の変形労働時間制」を採用している企業が 34.3%（前年 31.4%）,「1 か月単位の変形労働時間制」が 26.6%（前年 25.0%）,「フ

レックスタイム制」が8.2%（前年6.5%）となっている。

- ⑦ 令和4年におけるみなし労働時間制を採用している企業数割合は、14.1%（前年13.1%）となっている。

みなし労働時間制の種類別に企業の採用状況を見ると、「事業場外労働のみなし労働時間制」を採用している企業が12.3%（前年11.4%）、「専門業務型裁量労働制」が2.2%（前年2.0%）、「企画業務型裁量労働制」が0.6%（前年0.4%）となっている。

(2) 賃金の動向

<賃金水準等>

- ① 現金給与総額（企業規模5人以上・調査産業計）（毎月勤労統計調査）

令和4年の1人平均月間現金給与総額（名目賃金）は、**2.0%増**（前年0.3%増）の**325,817円**となった。また、実質賃金は、**1.0%減**（前年0.6%）であった。

- ② 前記①の令和4年の平均月間現金給与総額を就業形態別にみると、一般労働者は**2.3%増**（前年0.5%増）の**429,051円**となり、パートタイム労働者は**2.6%増**（前年0.1%増）の**102,078円**となった（毎月勤労統計調査）。

- ③ 主要企業における春闘賃金率及び額は、次のとおり（中央労働委員会調べ）。

平成27年	7,367円（2.38%）
平成28年	6,639円（2.14%）
平成29年	6,570円（2.11%）
平成30年	7,033円（2.26%）
令和元年	6,790円（2.18%）
令和2年	6,286円（2.00%）
令和3年	5,854円（1.86%）
令和4年	6,898円（2.20%）

(3) 雇用の動向

- ① 労働力関係

（万人）

	15歳以上 人口	労働力 人口	全就業者	全雇用者	完全 失業者	完全失 業率%	労働力人 口比率%	雇用者 比率%
令和4	11,038	6,902	6,723	6,041	179	2.6	62.5	89.9
令和3	11,087	6,907	6,713	6,016	195	2.8	62.1	89.6

※令和3年の労働力関係の数値は、2020年国勢調査基準（新基準）による補正が行われたため、令和4年公表時の数値から変更されている。

- ② 有効求人倍率

（倍）

平24	平25	平26	平27	平28	平29	平30	令和元	令和2	令和3	令和4
0.80	0.93	1.09	1.20	1.36	1.50	1.61	1.60	1.18	1.13	1.28

③ 高年齢者の雇用状況（令和４年）

- ㊦ 65歳までの高年齢者雇用確保措置のある企業の割合は、99.9%となっている。
なお、高年齢者雇用確保措置の内訳は「定年制の廃止」が3.9%、「定年の引き上げ」が25.5%、「継続雇用の導入」が70.6%となっている。
- ㊧ 65歳定年企業の割合は、22.2%となっている。
- ㊨ 66歳以上働ける制度のある企業は、40.7%となっている。
- ㊩ 70歳以上働ける制度のある企業は、39.1%となっている。

④ 障害者の雇用状況（令和４年）

- ㊦ 民間企業（法定雇用率2.3%）の実雇用率は、2.25%
- ㊧ 民間企業の雇用障害者数は、61万3,958人
※㊦、㊧ともに過去最高を更新
- ㊨ 民間企業で法定雇用率達成企業の割合は、48.3%（1.3ポイントの低下）

⑤ 労働組合及び労働組合員の状況（令和４年）

- ㊦ 労働組合数（単一労働組合）は、23,046組合（346組合減）
- ㊧ 労働組合員数は、999万2千人（8万6千人減）
- ㊨ 推定組織率（雇用者数に占める労働組合員数の割合）は、16.5%（0.4ポイント増加）

令和４年度の確定保険料及び令和５年度の概算保険料の額の計算について（労働保険徴収法）

概 要

令和４年度の雇用保険率（一般の事業）は、「令和４年４月～９月」については、1000分の9.5、「令和４年10月～令和５年３月」については、1000分の13.5が適用されていた。

また、令和５年度の雇用保険率（一般の事業）については、「教材改正・訂正情報 Vol.1」で、1,000分の15.5が適用される旨、「教材改正・訂正情報 Vol.3」で、令和５年度に適用される労災保険率については、令和４年度に適用される労災保険率から変更がない旨ご案内した。

以上を踏まえ、「令和４年度の確定保険料」及び「令和５年度の概算保険料」の具体的な計算方法について、「マスターノート（労働関係）」の83頁の「例題１」の事例により解説する。

<例題１>「マスターノート（労働関係）」の83頁に掲載

事業の種類	広告の事業（その他の各種事業）
令和４年度における労働者全員の賃金総額	5,000万円
令和５年度における労働者全員の賃金総額の見込み額	6,800万円
令和４年度及び令和５年度に労災保険に特別加入している事業主の給付基礎日額	1万円

① 令和4年度の確定保険料の額

㊦ $5,000 \text{ 万円} \times (3/1,000) = 150,000 \text{ 円}$ (労災保険に係る一般保険料の額)

㊧ $2,500 \text{ 万円} \times (9.5/1,000) = 237,500 \text{ 円}$ (4月から9月までの雇用保険に係る一般保険料の額)

㊨ $2,500 \text{ 万円} \times (13.5/1,000) = 337,500 \text{ 円}$ (10月から3月までの雇用保険に係る一般保険料の額)

※㊧, ㊨は, 令和4年度の賃金総額 (5,000 万円) を半期ごとに2分の1 (2,500 万円) ずつに分割して計算

㊩ $365 \text{ 万円} \times 3/1,000 = 10,950 \text{ 円}$ (第1種特別加入保険料の額)

㊪ ㊦+㊧+㊨+㊩=735,950 円 (令和4年度の確定保険料の額)

② 令和5年度の概算保険料の額

㊦ $5,000 \text{ 万円} \times (3/1,000) = 150,000 \text{ 円}$ (労災保険に係る一般保険料率)

※令和5年度の賃金総額の見込額 (6,800 万円) が, 令和4年度の賃金総額 (5,000 万円) の100分の50以上100分の200以下であるため, 「5,000 万円」を令和5年度の賃金総額の見込み額として計算

㊧ $5,000 \text{ 万円} \times (15.5/1,000) = 775,000 \text{ 円}$ (雇用保険に係る一般保険料率)

㊨ $365 \text{ 万円} \times 3/1,000 = 10,950 \text{ 円}$ (第1種特別加入保険料の額)

㊪ ㊦+㊧+㊨=935,950 円 (令和5年度の概算保険料の額)

受験必修通信講座（合格必修通信講座 共通）

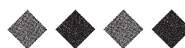
<テキスト>

〔労働安全衛生法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後						
119・下8～ 下3	㊤ 男性用大便所… <u>女性労働者 20 人以内ごとに1 個以上</u> とすること。	㊤ 男性用大便所の便房の数は、同時に就業する男性労働者の数が 60 人以内の場合は、 <u>1 個以上</u> 、60 人を超える場合は、1 に、同時に就業する男性労働者の数が 60 人を超える 60 人又はその端数を増すごとに 1 を加えた数以上とすること						
124・下1～ 125・上5		㊦ 男性用小便所の箇所数は、同時に就業する男性労働者の数が 30 人以内の場合は、 <u>1 個以上</u> 、30 人を超える場合は、1 に、同時に就業する男性労働者の数が 30 人を超える 30 人又はその端数を増すごとに 1 を加えた数以上とすること ㊧ 女性用便所の便房の数は、同時に就業する女性労働者の数が 20 人以内の場合は、 <u>1 個以上</u> 、20 人を超える場合は、1 に、同時に就業する女性労働者の数が 20 人を超える 20 人又はその端数を増すごとに 1 を加えた数以上とすること						
124・上6～ 上9	※表を以下に差し替え <table><tr><th>作業の区分</th><th>基 準</th></tr><tr><td>一般的な事務作業</td><td>300 ルクス以上</td></tr><tr><td>付随的な事務作業</td><td>150 ルクス以上</td></tr></table>		作業の区分	基 準	一般的な事務作業	300 ルクス以上	付随的な事務作業	150 ルクス以上
作業の区分	基 準							
一般的な事務作業	300 ルクス以上							
付随的な事務作業	150 ルクス以上							

〔社会保険に関する一般常識〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
155・上3	60 歳以上 <u>65 歳</u> 以下	60 歳以上 <u>70 歳</u> 以下
176・下7	記名 <u>押印</u>	記名



教材改正 訂正情報

この情報は、2023 年社会保険労務士通信講座の教材配本後における法改正の内容又は誤植等による改正・訂正情報をまとめ、必要に応じて受講期間中に発行するものです。届きしだい必ず関係箇所での改訂又は訂正をしていただくとともに、教材の一環として綴込みのうえ、ご活用ください。

vol 5 2023. 6. 1



労働者災害補償保険法の改正

概 要

令和 5 年 4 月 1 日から、介護補償給付及び介護給付の最高限度額及び最低保障額が、下表のように引上げられた。

<介護補償給付（介護給付）の最高限度額・最低保障額>

	常時介護を要する状態	随時介護を要する状態
最高限度額	① 172,550円	② 86,280円
最低保障額	③ 77,890円	④ 38,900円

※改正前は、①は 171,650 円、②は 85,780 円、③は 75,290 円、④は 37,600 円。

改正・訂正補遺

受験必修通信講座（合格必修通信講座 共通）

<テキスト>

〔労働者災害補償保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
59・下 13	171,650 円	172,550 円
59・下 12		
60・下 15		

59・下 11	75,290 円	77,890 円
59・下 9		
59・下 7		
59・下 4		
59・下 1		
60・上 6		
60・上 7		
60・下 15		
60・下 15	85,780 円	86,280 円
60・下 14	37,600 円	38,900 円

〔厚生年金保険法〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
9・上 8～9	社労士業，弁護士業	削除 ※社労士業，弁護士業等のいわゆる「士（さむらい）」業は，「適用業種」となる。

<マスターノート>

〔社会保険関係編〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
62・下 6	農林水産業，社労士業などがある。	農林水産業などがある。

<教材改正・訂正情報 Vol.2（2023.3.1）>

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
1・下 16	物価 <u>上昇</u> 率	物価 <u>変動</u> 率
1・下 15		

法改正情報通信講座（合格必修通信講座 共通）

〔テキストNo.1〕

頁・行	訂 正 前	訂 正 後
42・上 5	終了日の属する月	終了日の <u>翌日</u> が属する月
51・上 10	物価 <u>上昇</u> 率（2箇所）	物価 <u>変動</u> 率

MEMO

MEMO

2023年度 社会保険労務士コース
教材改正・訂正情報

012306-500

発 行 自由が丘 産能短期大学

〒158-8632 東京都世田谷区等々力 6-39-15

無断転載・複製を禁ず

